

令和4年度
第2回新宿区国民健康保険運営協議会

参考資料2

令和5年3月11日
新宿区健康部医療保険年金課

1 新宿区国民健康保険・保険料率の推移

区分		令和5年度(案)	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	
賦課割合	医療分	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	
	支援金分	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	
	介護分	58:42	57:43	57:43	57:43	54:46	53:47	
保険料率	所得割	医療分	7.17%	7.16%	7.13%	7.14%	7.25%	7.32%
		支援金分	2.42%	2.28%	2.41%	2.29%	2.24%	2.22%
		介護分	1.75%	2.04%	2.05%	1.96%	1.66%	1.65%
	均等割	医療分 + 支援金分	9.59%	9.44%	9.54%	9.43%	9.49%	9.54%
		医療分 + 支援金分 + 介護分	11.34%	11.48%	11.59%	11.39%	11.15%	11.19%
		医療分	45,000円	42,100円	38,800円	39,900円	39,900円	39,000円
	均等割	支援金分	15,100円	13,200円	13,200円	12,900円	12,300円	12,000円
		介護分	16,200円	16,600円	17,000円	15,600円	15,600円	15,600円
		医療分 + 支援金分	60,100円	55,300円	52,000円	52,800円	52,200円	51,000円
		医療分 + 支援金分 + 介護分	76,300円	71,900円	69,000円	68,400円	67,800円	66,600円
賦課限度額		医療分	650,000円	650,000円	630,000円	630,000円	610,000円	580,000円
賦課限度額	支援金分	220,000円	200,000円	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円	
	介護分	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	160,000円	160,000円	

区分		令和5年度(案)	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
被保険者数		85,462人	83,146人	86,301人	92,176人	95,743人	100,825人
介護保険第2号被保険者数		27,931人	28,692人	28,526人	29,286人	29,302人	31,050人
1人当り保険料	医療分	101,562円	95,635円	92,440円	95,874円	95,106円	93,227円
	前年比増減率	6.20%	3.46%	▲3.58%	0.81%	2.02%	1.77%
	支援金分	34,210円	30,119円	30,833円	30,512円	29,314円	28,907円
	前年比増減率	13.58%	▲2.32%	1.05%	4.09%	1.41%	9.83%
	介護分	36,403円	36,418円	39,136円	35,863円	33,626円	32,853円
	前年比増減率	▲0.04%	▲6.95%	9.13%	6.65%	2.35%	5.16%
	被保険者全体平均	147,669円	138,321円	136,209円	137,780円	134,711円	132,251円
	前年比増減額	9,348円	2,112円	▲1,571円	3,069円	2,460円	4,659円
	前年比増減率	6.76%	1.55%	▲1.14%	2.28%	1.86%	3.65%
	介護2号被保険者ではない	135,772円	125,754円	123,273円	126,386円	124,420円	122,134円
	前年比増減額	10,018円	2,481円	▲3,113円	1,966円	2,286円	4,213円
	前年比増減率	7.97%	2.01%	▲2.46%	1.58%	1.87%	3.57%
	介護保険第2号被保険者	172,175円	162,172円	162,409円	162,249円	158,046円	154,987円
	前年比増減額	10,003円	▲237円	160円	4,203円	3,059円	5,826円
前年比増減率	6.17%	▲0.15%	0.10%	2.66%	1.97%	3.91%	

参考資料2-2

2 新宿区国民健康保険基礎数値

区 分		令和5年度 A	令和4年度 B	増 減 C(A-B)	増 減 率 C/B
被保険者数	医療分・後期高齢者支援金分 一般被保険者数	85,462人	83,146人	2,316人	2.79%
	介護納付金分 介護2号被保険者数	27,931人	28,692人	▲ 761人	▲2.65%
額(1 超賦所人 除課得当 く限額た り度	一般被保険者数 1人当たり所得額	789,259円	744,889円	44,370円	5.96%
	介護2号被保険者 1人当たり所得額	1,154,431円	971,468円	182,963円	18.83%

3 東京都への事業費納付金及び特別区独自激変緩和策・負担抑制策の影響額

区 分	事業費納付金 A	激変緩和措置分 (2.7%)B	負担抑制措置分 (7%) C	影響額 D(B+C)
医療費分	10,695,502千円	288,779千円	748,686千円	1,037,465千円
後期高齢者支援金分	3,287,562千円	88,765千円	0千円	88,765千円
介護納付金分	1,169,284千円	31,571千円	0千円	31,571千円
合 計	15,152,348千円	409,115千円	748,686千円	1,157,801千円
合計(全被保険者平均・1人当たり)	177,299円	4,787円	8,760円	13,548円

令和4年度合計 (13,342,307千円) (360,243千円) (467,254千円) (827,497千円)
 令和4年度合計(1人当たり) (160,468円) (4,333円) (5,620円) (9,952円)
 ※負担抑制策等による影響額は一般会計からの繰入金で補てん

4 新宿区国民健康保険・保険料率等

(1) 医療分(一般被保険者分)

区 分		令和5年度 A	令和4年度 B	増 減 C(A-B)	増 減 率 C/B
納付金総額		10,695,502千円	9,345,070千円	1,350,432千円	14.45%
一人当たり納付金		125,149円	112,394円	12,755円	11.35%
保険料率	所得割料率	7.17/100	7.16/100	0.01/100	0.14%
	均等割額	45,000円	42,100円	2,900円	6.89%
賦課限度額		650,000円	650,000円	0円	0.00%
所得割賦課額		4,833,864千円	4,451,212千円	382,652千円	8.60%
均等割賦課額		3,845,790千円	3,500,447千円	345,343千円	9.87%
賦 課 総 額		8,679,654千円	7,951,659千円	727,996千円	9.16%
一人当たり保険料		101,562円	95,635円	5,927円	6.20%
法定減免・未就学児均等割軽減総額		1,283,340千円	1,070,069千円	213,271千円	19.93%
一人当たり保険料・法定減免後		86,545円	82,765円	3,780円	4.57%

(3) 介護納付金分(介護保険第2号被保険者分)

区 分		令和5年度 A	令和4年度 B	増 減 C(A-B)	増 減 率 C/B
納付金総額		1,169,284千円	1,210,580千円	▲ 41,296千円	▲3.41%
一人当たり納付金		41,863円	42,192円	▲ 329円	▲0.78%
保険料率	所得割料率	1.75/100	2.04/100	▲0.29/100	▲14.22%
	均等割額	16,200円	16,600円	▲ 400円	▲2.41%
賦課限度額		170,000円	170,000円	0円	0.00%
所得割賦課額		564,277千円	568,617千円	▲ 4,339千円	▲0.76%
均等割賦課額		452,482千円	476,287千円	▲ 23,805千円	▲5.0%
賦 課 総 額		1,016,760千円	1,044,904千円	▲ 28,144千円	▲2.69%
一人当たり保険料		36,403円	36,418円	▲ 15円	▲0.04%
法定減免総額		117,648千円	117,595千円	52千円	0.04%
一人当たり保険料・法定減免後		32,190円	32,319円	▲ 129円	▲0.40%

(2) 後期高齢者支援金分(一般被保険者分)

区 分		令和5年度 A	令和4年度 B	増 減 C(A-B)	増 減 率 C/B
納付金総額		3,287,562千円	2,786,657千円	500,905千円	17.98%
一人当たり納付金		38,468円	33,515円	4,953円	14.78%
保険料率	所得割料率	2.42/100	2.28/100	0.14/100	6.14%
	均等割額	15,100円	13,200円	1,900円	14.394%
賦課限度額		220,000円	200,000円	20,000円	10.0%
所得割賦課額		1,633,148千円	1,406,788千円	226,360千円	16.09%
均等割賦課額		1,290,476千円	1,097,527千円	192,949千円	17.58%
賦 課 総 額		2,923,624千円	2,504,315千円	419,309千円	16.74%
一人当たり保険料		34,210円	30,119円	4,091円	13.58%
法定減免額・未就学児均等割軽減額		430,468千円	335,602千円	94,866千円	28.27%
一人当たり保険料・法定減免後		29,173円	26,083円	3,090円	11.85%

(4) 1人当たり保険料

集計種別	令和5年度 A	令和4年度 B	増 減 C(A-B)	増 減 率 C/B
全被保険者平均	147,669円	138,321円	9,349円	6.76%
40歳未満と65歳以上(医療+後期)	135,772円	125,754円	10,018円	7.97%
介護2号被保険者(医療+後期+介護)	172,175円	162,172円	10,003円	6.17%
全被保険者平均・法定減免後	126,238円	120,001円	6,238円	5.20%
40歳未満と65歳以上・法定減免後	115,718円	108,848円	6,870円	6.31%
介護2号被保険者・法定減免後	147,908円	141,168円	6,741円	4.78%

参考資料2-3

5 特別区国民健康保険・基準保険料率に係る基礎数値

(1) 被保険者数

区 分		令和5年度 A	令和4年度 B	増 減 C(A-B)	増 減 率 C/B
被保険者数	医療分・後期高齢者支援金分 一般被保険者数	1,769,363人	1,821,169人	▲ 51,806人	▲ 2.84%
	介護納付金分 介護2号被保険者数	657,108人	682,681人	▲ 25,573人	▲ 3.75%

(3) 保険料率等

①医療分(一般被保険者分)

区 分		令和5年度 A	令和4年度 B	増 減 C(A-B)	増 減 率 C/B	
事業費納付金 A		225,249,322,134円	212,031,288,342円	13,218,033,792円	6.23%	
1人当たり納付金額		127,305円	116,426円	10,879円	9.34%	
特別区独自の負担抑制措置額		21,781,731,698円	16,326,409,202円	5,455,322,496円	33.41%	
負担抑制措置後の納付金 B		203,467,590,436円	195,704,879,140円	7,762,711,296円	3.97%	
加算項目	保険事業費	451,534,601円	450,536,461円	998,140円	0.22%	
	出産育児諸費	3,614,908,357円	3,198,035,837円	416,872,520円	13.04%	
	葬祭諸費	731,671,000円	736,680,000円	▲ 5,009,000円	▲ 0.68%	
	条例減免に要する経費	158,924円	737,617円	▲ 578,693円	▲ 78.45%	
	特定健康診査に要する経費	3,087,983,307円	3,199,654,245円	▲ 111,670,938円	▲ 3.49%	
	国庫等返還分の精算	0円	514,347円	▲ 514,347円	▲ 100.00%	
		7,886,256,189円	7,586,158,507円	300,097,682円	3.96%	
減算項目	保険者支援制度	11,134,574,858円	10,768,876,029円	365,698,829円	3.40%	
	都道府県繰入金	2,686,507,467円	2,463,848,225円	222,659,242円	9.04%	
	保険者努力支援制度	2,642,110,000円	2,590,272,000円	51,838,000円	2.00%	
	特定健康診査等負担金	1,998,517,636円	2,157,653,771円	▲ 159,136,135円	▲ 7.38%	
	出産育児一時金	2,445,052,857円	2,131,360,000円	313,692,857円	14.72%	
	国特別調整交付金	43,482,000円	48,256,000円	▲ 4,774,000円	▲ 9.89%	
	地方単独公費波及増分	398,205,794円	323,386,174円	74,819,620円	23.14%	
	国庫等返還分の精算	68,497,267円	105,364,212円	▲ 36,866,945円	▲ 34.99%	
			▲ 21,416,947,879円	▲ 20,589,016,411円	▲ 827,931,468円	4.02%
	賦課総額 C		189,936,898,746円	182,702,021,236円	7,234,877,510円	3.96%
1人当たり保険料		107,348円	100,322円	7,026円	7.00%	
1人当たり所得金額(賦課限度額控除後)		869,135円	812,931円	56,204円	6.91%	
料保率 率 率 率	所得割料率	7.17/100	7.16/100	0.01/100	0.14%	
	均等割額	45,000円	42,100円	2,900円	6.89%	
賦課割合 (所得割:均等割)		58 : 42	58 : 42	—	—	
賦課限度額		650,000円	650,000円	0円	0.00%	
所得割賦課額 D		110,315,563,746円	106,030,806,336円	4,284,757,410円	4.04%	
均等割賦課額 E		79,621,335,000円	76,671,214,900円	2,950,120,100円	3.85%	

<参考>1人当たり保険料(法定減免前)

	令和5年度	令和4年度	増 減	増 減 率
全被保険者平均	157,776円	146,645円	11,131円	7.59%
40歳未満と65歳以上 (医療+後期高齢者支援金)	143,363円	131,813円	11,550円	8.76%
介護2号被保険者 (医療+後期支援金+介護納付金)	182,171円	171,380円	10,791円	6.30%

(2) 特別区独自の負担抑制策と抑制効果額

負担抑制策	効果額	1人当たり効果額
独自激変緩和措置による負担抑制 (激変緩和割合98.6%)	45億円	2,925円(1人当たり)
激変緩和措置据置きによる負担抑制 (98.6%→97.3%)	42億円	2,714円(1人当たり)
新型コロナウイルス感染症に係る 医療費分の補てん	137億円	7,743円(1人当たり)
令和3年度医療費超過による 東京都基金取崩の償還金の補てん	20億円	1,130円(1人当たり)
合 計	244億円	14,512円(1人当たり)

※1人当たり保険料抑制効果額は、介護2号被保険者・法定減免前の試算による。

②後期高齢者支援金分(一般被保険者分)

区 分		令和5年度 A	令和4年度 B	増 減 C(A-B)	増 減 率 C/B
事業費納付金 A		69,191,147,573円	62,656,622,061円	6,534,525,512円	10.43%
1人当たり納付金額		39,105円	34,405円	4,700円	13.66%
特別区独自の負担抑制措置額		1,868,160,984円	1,691,728,796円	176,432,188円	10.43%
負担抑制措置後の納付金 B		67,322,986,589円	60,964,893,265円	6,358,093,324円	10.43%
加算項目	条例減免に要する経費	51,188円	79,185円	▲ 27,997円	▲ 35.36%
			51,188円	79,185円	▲ 27,997円
減算項目	保険者支援制度	3,600,703,086円	3,615,735,162円	▲ 15,032,076円	▲ 0.42%
			▲ 3,600,703,086円	▲ 3,615,735,162円	15,032,076円
賦課総額 C		63,722,334,691円	57,349,237,288円	6,373,097,403円	11.11%
1人当たり保険料		36,015円	31,491円	4,524円	14.37%
1人当たり所得金額(賦課限度額控除後)		865,859円	802,052円	63,807円	7.96%
料保率 率 率 率	所得割料率	2.42/100	2.28/100	0.14/100	6.14%
	均等割額	15,100円	13,200円	1,900円	14.39%
賦課割合 (所得割:均等割)		58 : 42	58 : 42	—	—
賦課限度額		220,000円	200,000円	20,000円	10.00%
所得割賦課額 D		37,004,953,391円	33,309,806,488円	3,695,146,903円	11.09%
均等割賦課額 E		26,717,381,300円	24,039,430,800円	2,677,950,500円	11.14%

③介護納付金分(介護保険第2号被保険者分)

区 分		令和5年度 A	令和4年度 B	増 減 C(A-B)	増 減 率 C/B
事業費納付金 A		27,851,185,776円	29,268,847,612円	▲ 1,417,661,836円	▲ 4.84%
1人当たり納付金額		42,384円	42,873円	▲ 489円	▲ 1.14%
特別区独自の負担抑制措置額		751,982,016円	790,258,886円	▲ 38,276,870円	▲ 4.84%
負担抑制措置後の納付金 B		27,099,203,760円	28,478,588,726円	▲ 1,379,384,966円	▲ 4.84%
加算項目	条例減免に要する経費	29,272円	35,340円	▲ 6,068円	▲ 17.17%
			29,272円	35,340円	▲ 6,068円
減算項目	保険者支援制度	1,598,318,417円	1,467,025,225円	131,293,192円	8.95%
			▲ 1,598,318,417円	▲ 1,467,025,225円	▲ 131,293,192円
賦課総額 C		25,500,914,615円	27,011,598,841円	▲ 1,510,684,226円	▲ 5.59%
1人当たり保険料		38,808円	39,567円	▲ 759円	▲ 1.92%
1人当たり所得金額(賦課限度額控除後)		1,012,135円	997,728円	14,407円	1.44%
料保率 率 率 率	所得割料率※	2.23/100	2.31/100	▲ 0.08/100	▲ 3.46%
	均等割額	16,200円	16,600円	▲ 400円	▲ 2.41%
賦課割合 (所得割:均等割)		58 : 42	58 : 42	—	—
賦課限度額		170,000円	170,000円	0円	0.00%
所得割賦課額 D		14,855,765,015円	15,679,094,241円	▲ 823,329,226円	▲ 5.25%
均等割賦課額 E		10,645,149,600円	11,332,504,600円	▲ 687,355,000円	▲ 6.07%

※所得割率は、23区を1つとみなした場合の料率を参考記載

特別区基準保険料率について

- 特別区では、特別区統一保険料方式を採用して国民健康保険事業を運営している。
- 「特別区基準保険料率」は、毎年、特別区長会が決定しており、令和5年度特別区基準保険料率は、令和5年2月16日の区長会総会で決定された。

・統一保険料方式採用の経緯

特別区の国保事業が発足した昭和34年から、東京都の事業調整のもと各区は同一の保険料率であった。

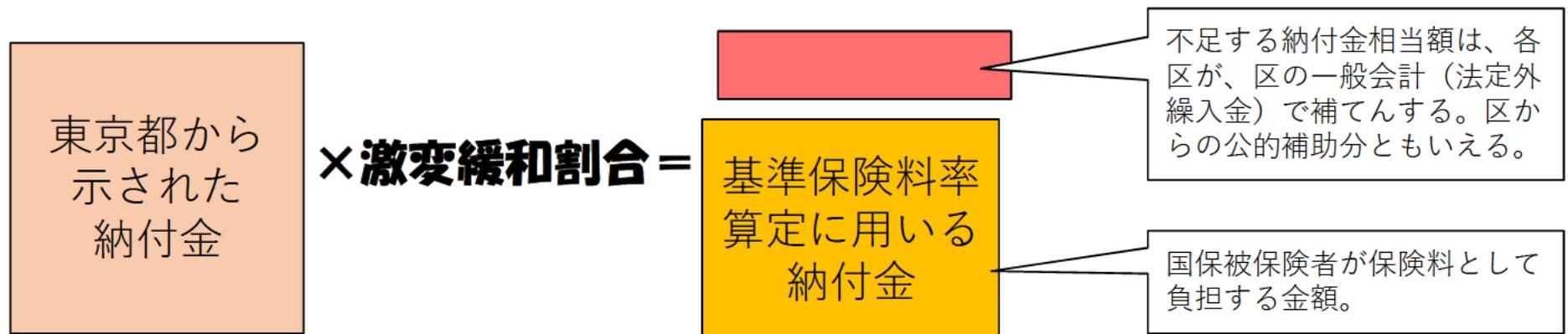
平成12年に都の事業調整が廃止になったが、国が示している医療保険制度広域化の動向等を考慮して特別区では「統一保険料方式」が採用された。平成16年には、特別区長会において、「23区間の所得水準の格差は極めて大きく、各区の自助努力によって負担の格差を解消できる規模ではないことから、統一保険料方式を堅持すべきである」「国保事業は、高齢者、低所得者、無職者の受け皿としての役割を果たしている一方、増加傾向にある医療費を負担していかななくてはならず、市町村国保の枠組みの中で解決しえない構造的問題を抱えていることから、都道府県レベル、少なくとも23区レベルといった広域的な運営が求められる事業である」ことなどが「統一保険料方式のあり方」としてまとめられている。

・特別区長会とは

特別区の区長23名で組織され、特別区間の連携を図り、特別区政の円滑な運営と特別区の自治の進展に資するために、共通課題についての連絡調整・調査研究、必要な施策の立案・推進などを行う任意団体。

特別区独自の激変緩和措置について

- 平成30年度から、都道府県は国民健康保険事業の財政責任主体として位置づけられ、区市町村間の医療費水準や所得水準に基づき、区市町村ごとの納付金を配分し、その納付金を納めるために必要な国保事業費納付金を決定、標準保険料率を公表することとなった。この納付金制度方式では、給付費総額の増減や都内他区市町村の状況で保険料の急増が見込まれ、特別区では法定外繰入金の縮減・解消を目指すため、国が示した激変緩和期間である6年間を目途に特別区独自の激変緩和措置を導入し、保険料の急激な上昇とならないように取り組んでいる。
- 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特殊な社会情勢に鑑み、「97%」ではなく「96%」に据え置くことで負担抑制を行った。また、緩和措置期間を維持し令和6年度に100%（激変緩和措置終了）とするため、令和4年度97.3%、令和5年度98.6%とする計画変更を行った。
- 令和5年度も、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特殊な社会情勢に加え、先行きの見えない物価高騰に伴う被保険者の現状から令和3年度と同様に据え置くこととし、激変緩和割合を「97.3%」とした。



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
激変緩和割合	94%	95%	96%	96% (97%)	97.3% (98%)	98.6%→97.3% (99%)

計画変更

公費（法28） 新型コロナウイルス感染症レセプト抽出調査（特別区長会調べ）

（単位：円）

年月		診療費総額	新型コロナウイルス感染症に係る医療費
令和3年	1月	48,782,580,950	1,241,500,550
	2月	48,131,425,251	1,286,074,270
	3月	55,412,833,566	1,270,657,680
	4月	52,355,871,874	1,049,817,450
	5月	50,076,539,105	1,453,959,020
	6月	53,036,397,986	1,397,944,190
	7月	52,102,479,150	1,437,025,370
	8月	51,321,966,924	2,135,463,780
	9月	51,906,683,316	2,605,596,060
	10月	53,700,586,581	2,204,131,160
	11月	55,214,564,312	1,333,370,270
	12月	55,869,144,997	999,763,560
小計 R3.1~R3.12		627,911,074,012	18,415,303,360

約66億

年月		診療費総額	新型コロナウイルス感染症に係る医療費
令和4年	1月	53,404,877,362	1,464,281,290
	2月	50,188,631,798	1,737,677,370
	3月	57,274,008,573	1,837,842,510
	4月	54,134,229,307	1,500,626,700
	5月	54,244,530,835	1,549,881,090
	6月	55,218,265,103	1,248,835,470
	7月	53,585,135,467	1,727,431,510
小計 R4.1~R4.7		378,049,678,445	11,066,575,940

約79億

※確定係数に基づく算定時、東京都が令和5年度の1人当たり診療費を推計する際は、令和4年3月から7月までの実績を基礎としている。

新型コロナウイルス感染症に係る医療費 令和3年度と比較した伸び率	
3月から5月	29.5%
3月から7月	19.0%

※「新型コロナウイルス感染症に係る医療費」は、抽出したレセプト点数に「10」をかけて算出している。

※新型コロナウイルス感染症に係る医療費概算額（医療費の伸びを反映）の算出について：令和4年3月から7月までの新型コロナウイルス感染症に係る医療費約79億円を1年分に換算し、そのうちの保険負担分とした132億円の、東京都が示す1人当たり診療費の伸び率（4.22%）を反映し、137億円とした。

保険料率の算定方法

医療分、後期支援金分、介護納付金分それぞれで算定

※賦課割合

所得割と均等割の割合は、全国平均所得水準の場合、50：50とし、特別区の所得水準と比較し割合を調整すると特別区は、58：42となる。

A 東京都が算定・決定する納付金の特別区（23区）合算額

B 特別区独自の激変緩和措置後の納付金
(A × 97.3%)

C 賦課総額
(B - 法に基づく補助金等)

D 所得割分
(C × 58%)

E 均等割分
(C × 42%)

※賦課割合 58：42（令和5年度本算定値より）

特別区独自の激変緩和措置額。令和5年度の激変緩和割合は97.3%としており、納付金総額の2.7%の「法定外繰入金」を予め見込んで保険料率を算定する計画となっている。

保険者努力支援、出産育児一時金、特定健診等負担金など、法に基づく補助金等を賦課総額から除く。

所得割保険料率の算定方法

$$\begin{aligned} \text{所得割分 D} &= \text{1人あたり平均所得金額} \times \text{特別区の被保険者数} \times \text{保険料率} \\ \text{保険料率} &= \frac{\text{所得割分 D}}{\text{1人あたり平均所得金額} \times \text{特別区の被保険者数}} \end{aligned}$$

方程式を整えると...

均等割保険料の算定方法

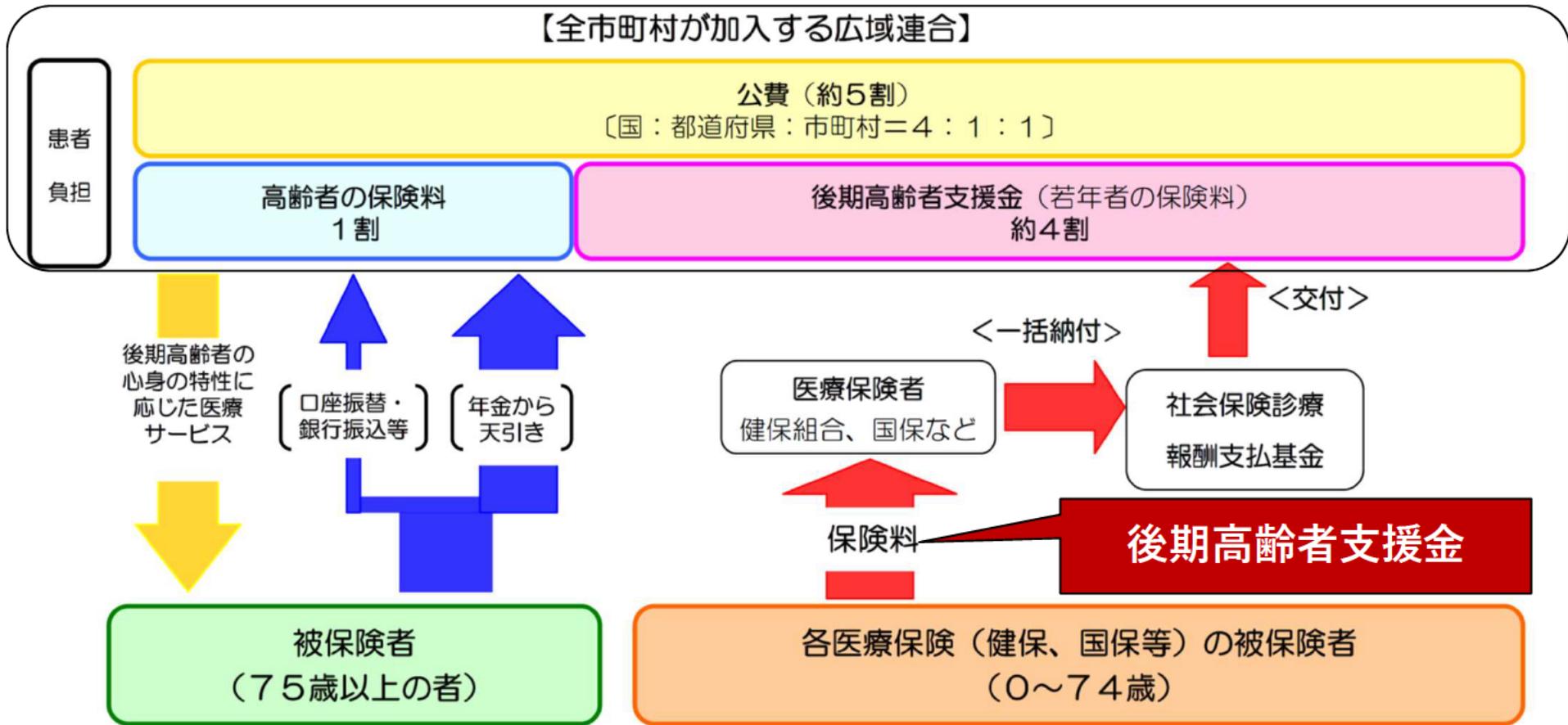
$$\text{均等割保険料} = \frac{\text{均等割分 E}}{\text{特別区の被保険者数}}$$

- 保険料率・均等割保険料は、「被保険者数」、「1人あたり平均所得金額（賦課限度額控除後の国保保険料算定に用いる所得の平均金額）」の推測値に基づいて、上記の計算式で算出される。
- 保険料負担を現在よりも小さくするためには、東京都の納付金算定の根拠である医療費を削減すること、及び、上記の「金額A・C」に影響がある公費（補助金等）が増額されることが必要である。

後期高齢者支援金について～後期高齢者医療制度のしくみ

○保険料を納めるところとそれを使うところを都道府県ごとの広域連合に一元化し、財政・運営責任を明確化。公費5割、現役世代4割、高齢者1割とした。

○国が告示した令和5年度の「後期高齢者支援金」について被保険者1人当たり負担額は、前年度より4,336円、**6.6%増の70,097円**。0歳から74歳までの全国民に対して、負担が求められる。

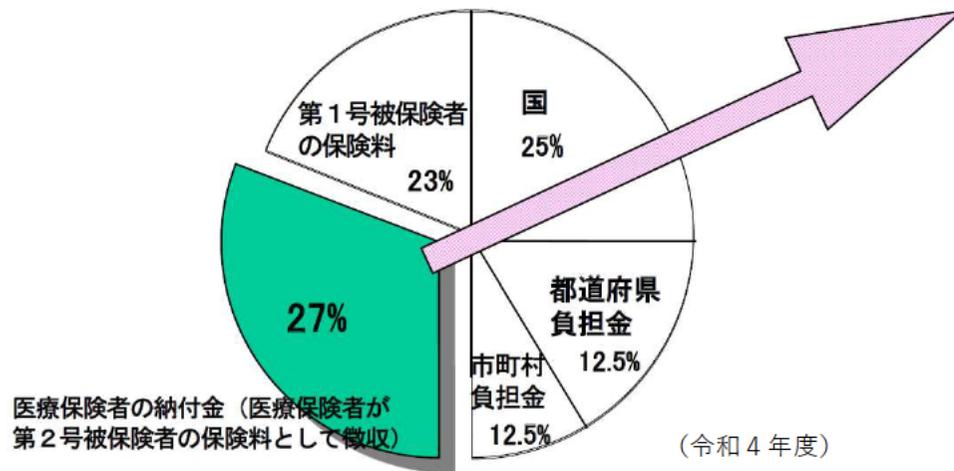


介護納付金について～介護保険料納付の仕組み

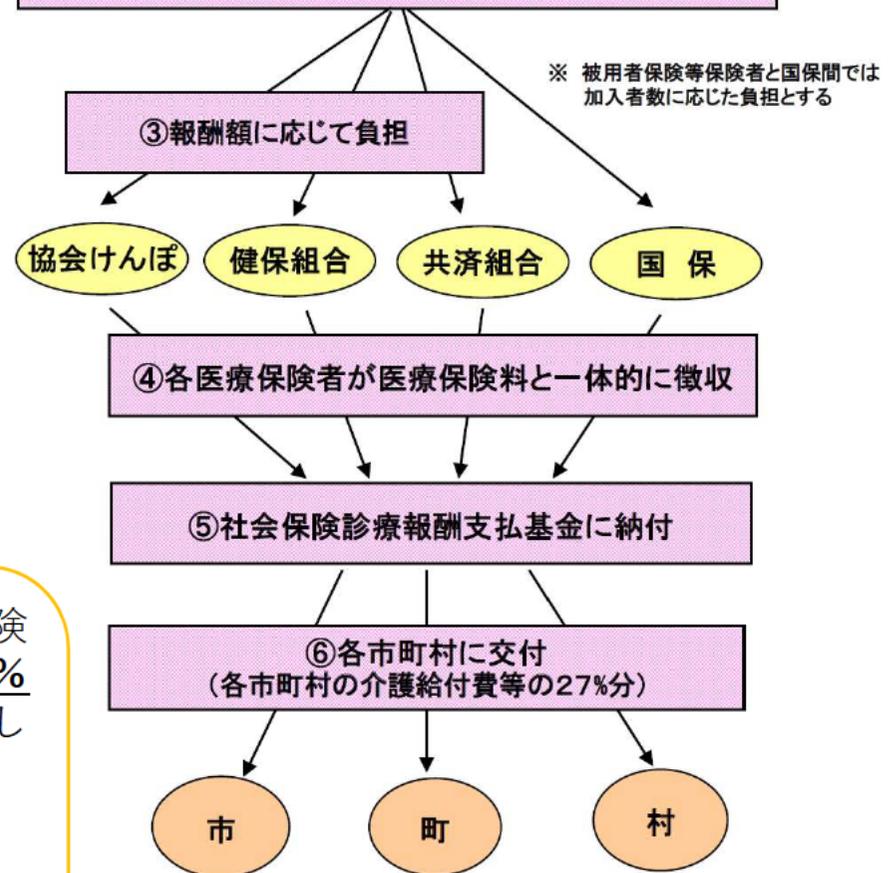
○40～64歳(第2号被保険者)の保険料は、各医療保険者が徴収し、納付金として支払基金へ納付

○納付金は、概算により納付し、2年後に精算する仕組み

①第2号被保険者(40～64歳)は給付費の27%を負担



②第2号被保険者一人当たりの負担額を計算



○国が告示した令和5年度「介護納付金」についての被保険者1人当たり負担額は、前年度より2,785円、**3.4%増の84,733円**。40歳から64歳までの全国民に対して、負担が求められる。

○令和5年度は、都への普通調整交付金(国の補助金)が、10.1%の大幅増となったため、特別区の「1人当たり介護納付金額」は、**△1.1%**となった。交付金増の理由は、令和3年度の介護納付金の超過徴収分が減算されたため。

厚生労働省ホームページ「介護保険財政」掲載資料より

令和5年度収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

保険料率等	令和5年度 新宿区保険料率(案)					令和4年度 新宿区保険料率	
	基礎+支援	基礎+支援+介護	(内訳)		基礎+支援+介護	基礎+支援+介護	
所得割率	9.59%	11.34%	7.17%	2.42%	1.75%	9.44%	11.48%
均等割額	60,100	76,300	45,000	15,100	16,200	55,300円	71,900円
1人当たり保険料額	115,782	147,985	86,593	29,189	32,203	108,848円	141,168円
賦課限度額	870,000	1,040,000	650,000	220,000	170,000	850,000円	1,020,000円

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主(65歳)のみ・均等割軽減後〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和5年度	前年度保険料(a)(基礎+支援)	16,590	16,590	88,608	194,068	271,948	351,244	431,484	511,724	594,796	684,476	
	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	0	45,073	140,973	220,090	300,646	382,161	463,676	548,068	639,173
		均等割分	18,030	18,030	48,080	60,100	60,100	60,100	60,100	60,100	60,100	60,100
	保険料[b](基礎+支援)	18,030	18,030	93,153	201,073	280,190	360,746	442,261	523,776	608,168	699,273	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	1,440	1,440	4,545	7,005	8,242	9,502	10,777	12,052	13,372	14,797	
	対前年度比[b]/[a]	1.087	1.087	1.051	1.036	1.030	1.027	1.025	1.024	1.022	1.022	
均等割軽減率(割)		7	7	2								
軽減額		△ 42,070円		△ 42,070円		△ 12,020円						

②年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)・均等割軽減後〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和5年度	前年度保険料(a)(基礎+支援)	33,180	33,180	99,668	249,368	327,248	406,544	486,784	567,024	650,096	739,776	
	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	0	45,073	140,973	220,090	300,646	382,161	463,676	548,068	639,173
		均等割分	36,060	36,060	60,100	120,200	120,200	120,200	120,200	120,200	120,200	120,200
	保険料[b](基礎+支援)	36,060	36,060	105,173	261,173	340,290	420,846	502,361	583,876	668,268	759,373	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	2,880	2,880	5,505	11,805	13,042	14,302	15,577	16,852	18,172	19,597	
	対前年度比[b]/[a]	1.087	1.087	1.055	1.047	1.040	1.035	1.032	1.030	1.028	1.026	
均等割軽減率(割)		7	7	5								
軽減額		△ 84,140円		△ 84,140円		△ 60,100円						

③給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(35歳)のみ・均等割軽減後〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和5年度	前年度保険料(a)(基礎+支援)	16,590	29,538	139,316	205,396	275,252	350,772	426,292	505,588	590,548	680,228	
	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	1,918	85,351	152,481	223,447	300,167	376,887	457,443	543,753	634,858
		均等割分	18,030	30,050	60,100	60,100	60,100	60,100	60,100	60,100	60,100	60,100
	保険料[b](基礎+支援)	18,030	31,968	145,451	212,581	283,547	360,267	436,987	517,543	603,853	694,958	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	1,440	2,430	6,135	7,185	8,295	9,495	10,695	11,955	13,305	14,730	
	対前年度比[b]/[a]	1.087	1.082	1.044	1.035	1.030	1.027	1.025	1.024	1.023	1.022	
均等割軽減率(割)		7	5									
軽減額		△ 42,070円		△ 30,050円								

④給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)・均等割軽減後〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和5年度	前年度保険料(a)(基礎+支援)	33,180	57,188	172,496	260,696	330,552	406,072	481,592	560,888	645,848	735,528	
	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	1,918	85,351	152,481	223,447	300,167	376,887	457,443	543,753	634,858
		均等割分	36,060	60,100	96,160	120,200	120,200	120,200	120,200	120,200	120,200	120,200
	保険料[b](基礎+支援)	36,060	62,018	181,511	272,681	343,647	420,367	497,087	577,643	663,953	755,058	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	2,880	4,830	9,015	11,985	13,095	14,295	15,495	16,755	18,105	19,530	
	対前年度比[b]/[a]	1.087	1.084	1.052	1.046	1.040	1.035	1.032	1.030	1.028	1.027	
均等割軽減率(割)		7	5	2								
軽減額		△ 84,140円		△ 60,100円		△ 24,040円						

⑤給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)・均等割軽減後〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円								
令和5年度	前年度保険料(a)(基礎+支援)	41,475	71,013	194,616	288,346	358,202	433,722	509,242	588,538	673,498	758,458								
	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	1,918	85,351	152,481	223,447	300,167	376,887	457,443	543,753	630,063							
		均等割分	45,075	75,125	120,200	120,200	150,250	150,250	150,250	150,250	150,250	150,250							
	保険料[b](基礎+支援)	45,075	77,043	205,551	272,681	373,697	450,417	527,137	607,693	694,003	780,313								
	前年度保険料との比較[b]-[a]	3,600	6,030	10,935	△15,665	15,495	16,695	17,895	19,155	20,505	21,855								
	対前年度比[b]/[a]	1.087	1.085	1.056	0.946	1.043	1.038	1.035	1.033	1.030	1.029								
均等割軽減率(割)		7	5	2	2														
軽減額		△ 135,225円		△ 105,175円		△ 60,100円		△ 60,100円		△ 30,050円		△ 30,050円		△ 30,050円		△ 30,050円		△ 30,050円	

⑥給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(40歳)のみ・均等割軽減後〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和5年度	前年度保険料(a)(基+支+介)	21,570	38,246	174,072	254,432	339,384	431,224	523,064	619,496	722,816	831,876	
	保険料(基礎+支援+介護)	所得割分	0	2,268	100,926	180,306	264,222	354,942	445,662	540,918	642,978	750,708
		均等割分	22,890	38,150	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300
	保険料[b](基+支+介)	22,890	40,418	177,226	256,606	340,522	431,242	521,962	617,218	719,278	827,008	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	1,320	2,172	3,154	2,174	1,138	18	△1,102	△2,278	△3,538	△4,868	
	対前年度比[b]/[a]	1.061	1.057	1.018	1.009	1.003	1.000	0.998	0.996	0.995	0.994	
均等割軽減率(割)		7	5									
軽減額		△ 53,410円		△ 38,150円								

⑦給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)・均等割軽減後〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
令和5年度	前年度保険料(a)(基+支+介)	43,140	74,196	217,212	326,332	411,284	503,124	594,964	691,396	794,716	903,776	
	保険料(基礎+支援+介護)	所得割分	0	2,268	100,926	180,306	264,222	354,942	445,662	540,918	642,978	750,708
		均等割分	45,780	76,300	122,080	152,600	152,600	152,600	152,600	152,600	152,600	152,600
	保険料[b](基+支+介)	45,780	78,568	223,006	332,906	416,822	507,542	598,262	693,518	795,578	903,308	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	2,640	4,372	5,794	6,574	5,538	4,418	3,298	2,122	862	△468	
	対前年度比[b]/[a]	1.061	1.059	1.027	1.020	1.013	1.009	1.006	1.003	1.001	0.999	
均等割軽減率(割)		7	5	2								
軽減額		△ 106,820円		△ 76,300円		△ 30,520円						

⑧給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)・均等割軽減後〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円						
令和5年度	前年度保険料(a)(基+支+介)	51,435	88,021	239,332	353,982	438,934	530,774	622,614	719,046	822,366	925,686						
	保険料(基礎+支援+介護)	所得割分	0	2,268	100,926	180,306	264,222	354,942	445,662	540,918	642,978	745,038					
		均等割分	54,795	91,325	146,120	146,120	182,650	182,650	182,650	182,650	182,650	182,650					
	保険料[b](基+支+介)	54,795	93,593	247,046	326,426	446,872	537,592	628,312	723,568	825,628	927,688						
	前年度保険料との比較[b]-[a]	3,360	5,572	7,714	△27,556	7,938	6,818	5,698	4,522	3,262	2,002						
	対前年度比[b]/[a]	1.065	1.063	1.032	0.922	1.018	1.013	1.009	1.006	1.004	1.002						
均等割軽減率(割)		7	5	2	2												
軽減額		△ 157,905円		△ 121,375円		△ 66,580円		△ 66,580円		△ 30,050円		△ 30,050円		△ 30,050円		△ 30,050円	

